

# 事務所便り NO 79号

## 保守的傾向と企業が求める能力

### ◆今年の新入社員は保守的？

日本生産性本部の調査（2,154人が回答）によれば、今年の新入社員のうち、「自分が入社した企業に定年まで勤めたい」と考えている人は、全体の34%（前年比9ポイント上昇）だそうです。この数字は、調査開始以降、最も高くなったそうです。

また、産業能率大が行った調査（415人）でも、今年の新入社員のうち「終身雇用を望む」と回答した人は全体の74.5%で、これも過去最高の数字となっています。

今年の新入社員には、非常に「保守的」「安定志向」の傾向がみられます。

### ◆大変だった就職活動の影響？

また、上記の産業能率大が行った調査では、「就職活動がかなり大変だった」と回答した人（35.4%）も、これまでの調査で過去最高となったそうです。

就職活動が大変だったからこそ、「せっかく入社できた会社にずっといたい」と考えている新入社員が多いように思われます。

### ◆企業が社員に求める能力は？

独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査において、企業に対して「人材の育成にあたって今後求められる能力」についての質問を行ったところ、以下の結果（複数回答）となりました。

（1）部下や後継者の指導をすることができる能力（73.1%）

- （2）組織や人を管理するマネジメント能力（73.0%）  
 （3）既存の業務を見直し改善したり新たな発想を生み出したりする能力（71.8%）  
 （4）組織の中でチームワークを生み出すコミュニケーション能力（66.4%）  
 （5）事業運営方針の策定や企画を行う能力（50.9%）
- 同機構では、企業が求める人材は、「協調型」の社員より、「自主行動型」の社員であると分析しています。

## 労使トラブル増加と解決の仕組み

### ◆労使トラブルは増加傾向

厳しい経済情勢を背景に、企業と従業員が雇用契約などをめぐってトラブルになるケースが増えています。

短期解決に役立つ仕組みなど、押さえておきたい項目をまとめました。

### ◆「労働審判制度」とは？

これは2006年から始まった制度で、民間から選ばれた労働審判員2人と裁判官で構成される労働審判委員会が調停（話し合い解決）を試み、まとまらなければ労働審判を下します。

審判に異議がなければ確定となり、異議があれば通常の訴訟に移行します。調停や確定した審判は裁判上の和解と同じ効力があり、強制執行も可能です。

通常の裁判は長期化しがちですが、労働審判は「原則3回以内」で審理を終えるため、平均審理期間は74日と短期間です。

### ◆個人での争いが増加傾向

厚生労働省の出先機関である都道府県労働局や労働基

準監督署で無料相談ができる「総合労働相談コーナー」も便利です。

ここでは企業への助言・指導や、紛争調整委員会によるあっせんができますが、労働審判のように、あっせんに応じさせる強制力はありません。法令違反などの疑いがあれば、労働基準監督署が会社に対して指導を行います。

2010年度の相談件数のうち、民事上の個別労働紛争の相談は24万6,907件と過去最高だった前年度と同水準でした。組合の組織率低下などを背景に、働く人が個人で経営者側と向き合う状況が増えているためです。

#### ◆トラブルが起きないことが一番

会社が残業代を法律通りに支給していなかった場合などで、労働審判などを通じ、突如数百万円規模の支払いが必要になるケースも見られます。

もちろん、トラブルが起きないことが一番ですが、トラブルが起きてしまった場合の対応を考えておく必要もあります。

方、「スーパークールビズ」にするかを尋ねると、「例年よりカジュアルにする予定はない」との回答が最も多くありました。

#### ◆どこまで許される？

ほとんどの企業は節電目標を打ち出していますが、社員の服装については「ノーネクタイにノー上着」という従来のスタイルが基本となっているようです。

そんな中、2つめと3つめのボタンの間にスナップボタンを入れた「2.5 ボタンシャツ」など一見普通に見えるものが人気だそうです。ボタンを2つ外しても胸元が開き過ぎず、清涼感があって涼しいとされています。

涼しさを追求しつつ、なるべく普通に見える服装の工夫が求められます。

#### ◆室内でも熱中症の危険

仕事にふさわしい服装はありますが、暑さを我慢すると室内でも熱中症になる可能性があります。

人の体温は汗が蒸発するときに熱を奪うことで下げられるため、吸汗・速乾性に優れた素材を選ぶこともポイントです。

## どこまで許される？「クールビズ」

#### ◆「スーパークールビズ」まで登場

今夏、職場でも家庭でも、大幅な節電が求められています。しかし、環境省が打ち出した「スーパークールビズ」には戸惑いの声が広がっています。

今夏はポロシャツ、チノパンが認められる職場が増えています。ノーネクタイで上着なしという格好が多いようです。

#### ◆「クールビズ」とは？

クールビズが政府主導で導入されたのは2005年です。内閣府の2009年調査では57%の企業が導入済みで、やっと夏の服装で一定の合意ができたところへ、今夏の「スーパークールビズ」が到来しました。

30～40代の会社員300人へのアンケートでは、夏の職場の室温の高さに不安という人は84%に達しました。服装を選ぶ時に8割が「涼しいかどうか」を重視する一

### 23年8月の税務と労働の手続き

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

#### 31日

- 個人事業税の納付<第1期分>
- 健康保険・厚生年金保険料の納付

～当事務所よりお知らせ～

熱中症を防ぎましょう！

高温多湿な環境では熱中症が多発します。  
職場の熱中症予防に努めてください。